

株 主 各 位

茨城県水戸市千波町2770番地の5
暁飯島工業株式会社
代表取締役社長 植 田 俊 二

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場を出来る限りお控えいただき、書面による事前の議決権の行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月21日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月22日（火曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 茨城県水戸市千波町2770番地の5
当社・本社3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

第69期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - * 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.eazima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、依然として厳しい状況で経済活動の停滞が続いております。ワクチン接種の促進や感染拡大防止策を講じる中で、各種政策効果や海外経済に改善の動きが見られますが、国内外の感染再拡大による景気下振れリスクや世界的なサプライチェーンの混乱による需給バランスの悪化に加え、ロシアによるウクライナ侵攻による資源価格高騰等先行きは極めて不透明な状況で推移しております。

建設業界におきましては、政府建設投資及び民間建設投資は一定の水準を維持しておりますが、需要の急激な変動に伴うサプライチェーンの混乱による工期の延長傾向が見られることや、慢性的な技術労働者不足と建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇のため受注競争が激化していることにより、依然として厳しい経営環境が続いております。更に、デジタルトランスフォーメーションや長時間労働等の働き方改革及び生産性向上、また気候変動による環境問題への対応等が、今後持続的発展をする上で取り組むべき課題となっております。

このような状況のもと、当社は、経営の基本方針として「健全なる企業活動を通じ誠意を持って社会に貢献する」を掲げ、どのような環境下に置かれても、持続的発展が可能となる企業となり、株主をはじめとしたステークホルダーの期待や信頼に応えるべく、企業価値の向上に向け活動を強化しております。

また、当社は引き続き工事利益率及び営業利益率の向上を目標に、受注時採算性の強化、原価管理及び施工管理の徹底、諸経費削減などの諸施策を実施してまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、受注高は前事業年度比5.4%減少の71億66百万円となり、売上高も前事業年度比1.0%減少の73億32百万円となりました。

損益面におきましては、工事利益率の悪化などから、営業利益は前事業年度比25.8%減少の7億10百万円、経常利益も同じく26.4%減少の7億29百万円となりました。最終損益につきましても、前事業年度比26.6%減少の4億91百万円の当期純利益となりました。

(2) 当期の受注高、売上高及び繰越高

(単位：千円)

区 分	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
設 備 事 業			
建築設備工事	4,337,480	3,870,240	4,858,569
リニューアル工事	2,484,697	2,985,565	621,228
土木工事	—	—	—
プラント工事	—	—	—
ビルケア工事	344,568	339,210	185,669
設備事業合計	7,166,745	7,195,016	5,665,496
そ の 他 の 事 業			
太陽光発電事業	—	136,258	—
不動産事業	—	1,200	—
その他の事業合計	—	137,458	—
合 計	7,166,745	7,332,474	5,665,496

- (注)1. 当期売上高中の主な完成工事は、独立行政法人国立病院機構茨城東病院病棟等新築整備工事(機械)(空気調和・衛生設備工事)、守谷市立学校給食センター整備事業工事(空気調和・衛生設備工事)、江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設建設工事(空気調和・衛生設備工事)、大子町新庁舎建設工事(空気調和・衛生設備工事)、芳香会病院青嵐荘療育園建替工事(空気調和・衛生設備工事)、神立東中貫工場及び倉庫新築工事(空気調和・衛生設備工事)、総合研修センターB棟改修工事(空気調和設備工事)、Dプロジェクトシルバー中野坂上新築工事(空気調和・衛生設備工事)、浅草公会堂大規模改修工事(空気調和・衛生設備工事)、筑波大学工学系学系E棟改修設備工事(空気調和・衛生設備工事)などです。
2. 次期繰越高中の主な手持工事は、(株)クボタ筑波工場東日本部品センター新築工事(空気調和・衛生設備工事)、高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設建設工事(空気調和・衛生設備工事)、水戸市新市民会館等施設建築物新築工事(空気調和・衛生設備工事)、鹿島新可燃ごみ処理施設整備事業工事(空気調和・衛生設備工事)、筑波大学陽子線施設整備機械設備工事(空気調和・衛生設備工事)、龍ヶ崎市学校給食センター整備事業工事(空気調和・衛生設備工事)、北区豊島6丁目新築工事(空気調和・衛生設備工事)、コーシャハイム松ノ木給排水設備工事(空気調和・衛生設備工事)、竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築工事(空気調和・衛生設備工事)、フロイデケアタウンひたちなか建設工事(第二期)(空気調和・衛生設備工事)などです。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度は、特に記載すべき重要な設備投資は行っておりません。

(4) 資金調達の状況

当事業年度は、経常運転資金の調達以外には、特に記載すべき資金調達は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期
	(2018年9月1日から 2019年8月31日まで)	(2019年9月1日から 2020年8月31日まで)	(2020年9月1日から 2021年8月31日まで)	(2021年9月1日から 2022年8月31日まで)
受 注 高	6,697,058	7,599,830	7,575,820	7,166,745
売 上 高	7,595,152	8,411,043	7,407,608	7,332,474
営 業 利 益	725,720	1,035,166	957,557	710,532
経 常 利 益	724,334	1,041,351	990,313	729,059
当 期 純 利 益	488,292	657,054	669,067	491,159
1株当たり当期純利益	245円36銭	327円88銭	336円93銭	247円41銭
総 資 産	8,690,496	8,795,269	8,771,762	9,489,099
純 資 産	4,501,148	5,119,315	5,696,655	6,024,349
1株当たり純資産額	2,235円34銭	2,577円71銭	2,869円11銭	3,034円61銭

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除後の株式数）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除後の株式数）に基づき算出しております。
3. 当社では、設備事業以外では受注生産形態をとっておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 対処すべき課題

1 会社の経営の基本方針

当社は、創業以来茨城県を中心に、空気調和、給排水衛生等設備工事の設計・施工及び保守管理を主な事業として行ってまいりました。当社は、「健全なる企業活動を通じ誠意を持って社会に貢献する」ことを経営の基本方針とし、どのような環境下に置かれても、持続的発展が可能である企業となり、また株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待や信頼に応えるべく企業価値の向上を目指しております。

2 経営環境

建設業界におきましては、政府建設投資及び民間建設投資は一定の水準を維持しておりますが、需要の急激な変動に伴うサプライチェーンの混乱による工期の延長傾向が見られることや、慢性的な技術労働者不足と建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇のため受注競争が激化していることにより、依然として厳しい経営環境が続いております。更に、デジタルトランスフォーメーションや長時間労働等の働き方改革及び生産性向上、また気候変動による環境問

題への対応等が、今後持続的発展をする上で取り組むべき課題となっております。

3 経営戦略及び対処すべき課題

当社は、今後の社会情勢や経営環境を見据え、10年後のありたい姿(ビジョン)を明示しその実現に向けて、2021年8月期より中期経営計画「NEXT Akatsuki Eazima VISION2030～選ばれる会社へ～」を策定し、10年後のありたい姿(ビジョン)を以下の3つとしております。

- ① 空間のスペシャリストとして誠意を持ってお客様と接し、「頼られる存在」として選ばれ続けるトップランナー
- ② きれいな水と空気を次世代に繋ぎ、持続可能な社会の実現に挑戦するトータルエンジニアリング集団
- ③ 社員の幸せと地域の繁栄を追求し、成長し続ける会社

2021年8月期からの10年間を大きく3つの期間に分け、その第Ⅰ期(2021年8月期～2023年8月期)を「変革の基盤構築」の3年間と位置づけました。10年後のありたい姿(ビジョン)を実現するため、以下を重点項目として取り組んでまいります。

1. 確固たる地位の確立

強固なビル空間事業サイクルの実現に向け、情報共有・業務の標準化・省力化を行い、顧客ニーズを的確に捉え、戦略的にかつ差別化した付加価値の高い営業提案力を強化してまいります。また、戦略エリアに対して人材や営業体制等経営資源の配分を行ってまいります。

2. 次の成長基盤づくり

ビル空間事業サイクルを拡張するため、省エネ・リニューアール提案を強化し、高付加価値化で顧客満足度の高いサービスを提供してまいります。また、デジタル技術への対応を図り、既存のビルケア事業の枠を拡張したサービスを提供してまいります。

3. 魅力ある企業

建設業における慢性的な技術労働者不足が進む中、多様性を伴った社員の幸福の追求及び魅力的で働きがいのある職場づくりに取り組んでまいります。次世代に繋ぐべく人材への教育投資を積極的に実施し、「空間のスペシャリスト」を育成してまいります。また、茨城県を中心とした地域社会への還元を通じて持続可能な繁栄に貢献してまいります。

また、当社は、社員やお客様を含むステークホルダーの皆様の安全と健康を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に留めるよう努めております。感染拡大防止のため、社員の時差出勤・在宅勤務、就業時間中のマスクの着用の徹底、消毒液の設置等の対策を講じております。今後におきましても、

引き続き新型コロナウイルス感染症が拡大した場合、工期延長に伴うコストの増加、工事の中断や取り止め等のリスクに晒されることとなりますが、臨機応変に対応できる体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
建築設備事業	空調和、衛生給排水、恒温恒湿、冷凍冷蔵、厨房等建築設備の設計・施工
リニューアル事業	リニューアル工事の調査・設計・施工、ビルの総合診断（建築、設備、電気）
ビルケア事業	各種建築設備の保守・点検、定期点検及び常駐メンテナンスサービス
その他の事業	太陽光発電及びその売電、不動産の売買・賃貸

(9) 主要な営業所

本社：茨城県水戸市千波町2770番地の5
東京支店：東京都台東区上野七丁目6番11号 第一下谷ビル5階
つくば支店：茨城県つくば市高野台二丁目10番1号

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
135名	(増) 9名	40.83歳	16.08年

(注) 従業員数には、執行役員5名を含めておりますが、顧問1名、嘱託12名、期間契約社員2名、パート社員1名は含めておりません。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入額(千円)
水戸信用金庫	326,500
株式会社常陽銀行	142,541
三井住友信託銀行株式会社	25,000

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,200,000株 (自己株式214,785株を含む)
- (3) 株主数 966名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	176,400	8.89
光通信株式会社	148,400	7.48
水戸信用金庫	108,840	5.48
新菱冷熱工業株式会社	100,000	5.04
株式会社常陽銀行	96,000	4.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	91,400	4.60
暁飯島工業従業員持株会	84,800	4.27
暁飯島工業取引先持株会	83,480	4.21
アサガミ株式会社	71,000	3.58
株式会社UH Partners 2	68,900	3.47

- (注)1. 当社は自己株式を214,785株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式(214,785株)を控除して計算しております。
3. 上記の「株主名」は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 自己株式の取得
譲渡制限付株式報酬制度の対象者の退職に伴う無償取得による増加 300株
- ② 自己株式の処分
該当事項はありません。
- ③ 決算期末における自己株式の保有株式数
普通株式 214,785株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 田 俊 二	社長執行役員
取 締 役	白 石 学	常務執行役員 茨城事業部長
取 締 役	岩 井 淳	上席執行役員 東京事業部長
取 締 役	片 桐 倫 明	上席執行役員 管理統括部長
取 締 役	長 野 正 紀	弁護士 長野法律事務所所長
常 勤 監 査 役	吉 田 孝 夫	
監 査 役	根 本 幸 司	税理士 根本税理士事務所所長 株式会社根本事務所 代表取締役
監 査 役	春 日 均	

- (注) 1. 取締役長野正紀氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役根本幸司氏及び春日均氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役である長野正紀氏並びに社外監査役である根本幸司氏及び春日均氏の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役根本幸司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役春日均氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当事業年度中に新たに就任した取締役は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	就 任 年 月 日
取 締 役	片 桐 倫 明	2021年11月19日

7. 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退 任 年 月 日
取 締 役 会 長	荻 津 仁 彦	2021年11月19日（任期満了）

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬(賞与)及び非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)により構成する。

イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の各取締役の基本報酬は、当社の役員規程に基づき、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて、他社の水準、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬(賞与)並びに非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬(賞与)は、毎年株主総会後の翌営業日に支給するものとし、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、経営状況などを総合的に判断し、取締役でない執行役員等も含めての総額は、当該賞与額計上前当期純利益概算額の5%以内の現金報酬とする。

非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。譲渡制限付株式の付与のために取締役に對し支給する金銭報酬の総額は、年額15,000千円以内とする。また、普通株式の総数は年10,000株以内とする。なお、割当の方法は、当社と各取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。また、各取締役は、2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとする。

エ. 基本報酬、業績連動報酬(賞与)並びに非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の個人別の報酬等の割合について、当社の業績及び経営状況等を勘案し以下のとおりに定めるものとする。

区分	基本報酬	業績連動報酬(賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	合計
常勤取締役	70%~100%	0%~20%	0%~10%	100%
社外取締役	90%~100%	0%~10%	0%	100%

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額について、取締役会の決議で一任された代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内において、当社の役員規程に基づき、各取締役の担当事業の業績を踏まえた基本報酬の額及び賞与の評価配分並びに譲渡制限付株式報酬とする。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (1)	58,839 (2,160)	47,849 (1,800)	10,990 (360)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	11,900 (3,600)	10,080 (2,880)	1,820 (720)	— (—)
合 計 (うち社外役員)	9 (3)	70,739 (5,760)	57,929 (4,680)	12,810 (1,080)	— (—)

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、2007年11月21日開催の第54期定時株主総会において年額100,000千円(ただし、使用人分給与は含まれない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名です。また、この報酬等の額とは別枠として、2019年11月22日開催の第66期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年11月21日開催の第54期定時株主総会において年額15,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。また、この報酬等の額とは別枠として、2019年11月22日開催の第66期定時株主総会において、監査役(社外監査役を除く)に対して譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額1,500千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役(社外監査役を除く)の員数は1名です。
3. 業績連動報酬(賞与)は「当該賞与額計上前当期純利益」を指標としており、この金額に一定率を乗じた額としております。この指標を採用した理由は、役員等の賞与については、経営責任としての最終結果を問う当該賞与額計上前当期純利益が最良と判断したためであります。なお、賞与にかかる指標の実績となる当該賞与額計上前当期純利益は、5億14百万円でありました。
4. 取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の権限を代表取締役社長(社長執行役員)である植田俊二に委任しております。委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役社長が適任と判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 長野正紀

ア. 重要な兼職先と当社との関係

長野法律事務所の所長を兼職しておりますが、同社と当社の間には取引その他特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

② 監査役 根本幸司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

根本税理士事務所の所長及び株式会社根本事務所の代表取締役を兼職しておりますが、同社と当社の間には取引その他特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 監査役 春日 均

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 長野正紀	当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、業務の執行に対する監督機能を適切に果たしております。
社外監査役 根本幸司	当事業年度において開催された取締役会13回のうち11回、また、監査役会19回のうち17回に出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役 春日 均	当事業年度において開催された取締役会13回及び監査役会19回全てに出席し、主に金融機関で培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬について監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検証し、会計監査人の報酬額が適正であると認め同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保する体制整備に向けた基本方針を決定し、その後一部改正いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会的良識をもった行動の下に職務を遂行するための規範として「行動憲章」及びコンプライアンスその他の規程を制定し、企業倫理の遵守の徹底を図っております。
- ② コンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会は、社長を委員長とした常務会メンバーで構成し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努めております。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施しております。監査結果は、取締役会及び監査役会に報告しております。
- ④ 内部通報規程に基づき内部通報制度を運用し、法令・定款、企業倫理に逸脱した行為の未然防止、早期発見及び是正を図る体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報は、法令並びに文書管理規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しております。
- ② 各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。
- ③ これらの情報は、主管部署が情報セキュリティ管理規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施しております。取締役、監査役等は、業務上必要のある場合には、常時これらの情報を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業活動において管理対象とするリスクを抽出し、リスク管理規程においてリスク管理に関する基本事項を定めるほか、コンプライアンスに関するコンプライアンス規程、情報システムの運用、情報セキュリティ等情報管理に関する各種規程及び内部監査に関する内部監査規程を定め、各種リスクに対する管理体制を構築しております。
- ② 管理管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会は、リスク管理に係る課題・対応策の協議・承認等、全社横断的なリスク管理を行うとともに、取締役会、常務会、監査役会、経営会議に管理状況を定期的に報告しております。
- ③ 内部監査室は業務監査を通じ、各部門のリスク管理状況を監査し、管理上の問題点はリスク管理委員会に報告し、必要な改善策を実施することとしております。
- ④ 大震災等の災害時を想定したBCP（事業継続計画）の一環として「震災対応マニュアル」を制定しており、有事の際には、社長を本部長とする対策本部を設置し、即応できる体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役及びその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。
- ② 常務会を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項その他取締役会から委嘱を受けた事項を審議・決議し、会社の意思決定の迅速化を図る体制を整えております。
- ③ 経営会議（取締役及び部長・支店長で構成）を毎月1回開催し、事業計画に基づく各部門の実績及び業務執行上の課題の報告を受け、報告に基づき取締役会で課題の検討及び意思決定を行う体制を整えております。
- ④ 取締役の職務執行の効率性を確保するため、迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進しております。執行役員は取締役会の監督のもと、年度目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行う体制を整えております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の事務局業務及び監査役の職務の補助は、必要に応じて内部監査室、総務部、経理部において行うこととし、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないものとしております。

- ②当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求めています。
- ②取締役及び使用人は、会社の経営に重大な悪影響を及ぼすこと又はその恐れのあることを発見したときは、速やかに監査役に報告するものとします。

(7) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程において、通報した者が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする旨を定めています。また、その旨を役職員に周知徹底しております。

(8) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役、内部監査室、経理部門及び会計監査人との意思の疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めています。また、取締役は監査役が効果的に実施できるよう監査環境の整備に努めています。
- ②内部監査室は、内部監査の年度計画を監査役会に報告し、その承認を受けるものとしております。また、監査の実施状況及び監査結果を取締役会及び監査役会に報告するものとしております。監査役会は必要に応じて、内部監査室に対し、追加の監査・調査実施、改善策の策定を指示又は勧告することができるものとしております。

(9) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を受けたときは、監査役が職務の執行に支障の無いよう速やかに費用又は債務の処理を行います。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他関係法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築しております。内部統制評価チームは会計監査人と連携し、内部統制システムの有効性を継続的に評価し、不備及び開示すべき重要な不備があれば速やかに是正するとともに、取締役会、監査役に報告する体制を整えております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切遮断することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を行動憲章に明記するとともに、全社員への周知徹底に努めております。また、総務部を統括部門として、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の外部専門機関等と連携し、折にふれ指導を受けるとともに、不当要求等が発生した場合への対応を図る体制を整えております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1年間）における実施状況は次のとおりであります。

①内部統制システムに対する取組み

内部監査によるモニタリングを通じ、内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役に報告することにより、適切な内部統制システムの運用に努めております。

②コンプライアンス体制について

「行動憲章」を制定し、全役職員が社会的良識をもった行動を実践していくための規範とし、企業倫理の遵守の徹底を図っております。また、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、全社員への研修教育を継続し、コンプライアンスの意識の浸透・高揚に努めております。

③取締役の効率的な職務執行体制について

取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしております。

④監査役の監査体制について

監査役会を19回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしております。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制について

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしております。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしております。

⑥情報保存管理体制について

情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法の更なる厳格化を図っております。

⑦損失の危険に関する管理体制について

リスク管理規程に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制及び初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,585,825	流動負債	2,632,480
現金預金	4,710,539	支払手形	308,443
受取手形	98,153	電子記録債務	635,059
電子記録債権	212,422	工事未払金	970,924
完成工事未収入金	1,357,428	1年内返済予定の長期借入金	128,364
未成工事支出金	95,427	1年内償還予定の社債	130,000
前払費用	3,528	未払配当金	1,293
立替金	27,522	未払費用	19,481
未収消費税等	59,320	未払法人税等	40,045
その他	28,592	未払消費税等	22,167
貸倒引当金	△7,110	未成工事受入金	252,257
固定資産	2,903,274	預り金	8,031
有形固定資産	2,525,242	前受収益	748
建物	128,448	完成工事補償引当金	7,540
構築物	257,235	賞与引当金	94,180
機械及び装置	272,031	役員賞与引当金	12,810
車両運搬具	0	その他の他	1,133
工具器具・備品	1,521	固定負債	832,270
土地	1,866,005	社債	350,000
無形固定資産	21,663	長期借入金	365,677
ソフトウェア	21,521	退職給付引当金	114,107
電話加入権	142	長期預り保証金	1,295
投資その他の資産	356,368	その他の他	1,190
投資有価証券	298,866	負債合計	3,464,750
出資金	7,020	純資産の部	
長期前払費用	6,355	株主資本	6,023,219
繰延税金資産	35,084	資本金	1,408,600
その他の他	9,041	資本剰余金	26,039
資産合計	9,489,099	資本準備金	3,705
		その他資本剰余金	22,334
		利益剰余金	4,777,777
		利益準備金	81,261
		その他利益剰余金	4,696,515
		別途積立金	2,300,000
		繰越利益剰余金	2,396,515
		自己株式	△189,197
		評価・換算差額等	1,129
		その他有価証券評価差額金	1,129
		純資産合計	6,024,349
		負債純資産合計	9,489,099

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	7,195,016	
その他の事業売上高	137,458	7,332,474
売 上 原 価		
完成工事原価	5,986,909	
その他の事業売上原価	70,768	6,057,678
売上総利益		1,274,795
販売費及び一般管理費		564,263
営業利益		710,532
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	8,275	
仕入割引	849	
貸倒引当金戻入	8,990	
その他の	5,148	
営業外費用	8,838	32,125
支払利息	6,537	
社債発行費	695	
その他の	5,401	
経常利益	964	13,598
特別損失		729,059
投資有価証券評価損	36,161	36,161
税引前当期純利益		692,897
法人税、住民税及び事業税	187,431	
法人税等調整額	14,307	201,738
当期純利益		491,159

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,408,600	3,705	22,334	26,039	68,355	2,000,000	2,347,321	4,415,676
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					12,905		△141,964	△129,058
当 期 純 利 益							491,159	491,159
別途積立金の積立						300,000	△300,000	－
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	12,905	300,000	49,194	362,100
当 期 末 残 高	1,408,600	3,705	22,334	26,039	81,261	2,300,000	2,396,515	4,777,777

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△189,197	5,661,118	35,536	35,536	5,696,655
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△129,058			△129,058
当 期 純 利 益		491,159			491,159
別途積立金の積立		－			－
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)			△34,406	△34,406	△34,406
当期変動額合計	－	362,100	△34,406	△34,406	327,693
当 期 末 残 高	△189,197	6,023,219	1,129	1,129	6,024,349

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び償却率等については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事補償の支出に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を過去の実績率に基づき計上しております。

(3) 工事損失引当金

工事の完成に伴い発生することが確実な工事の損失に備えるため、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する可能性が高い当事業年度末手持工事のうち、当該超過額を合理的に見積ることが可能となった工事について損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末において該当する工事はありません。

(4) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、空気調和・給排水衛生等設備工事の設計・施工及び保守管理を主要な事業としており、顧客との工事契約に基づき工事を完成し引き渡す履行義務を負っております。当該工事契約は、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、進捗度に応じて収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金

③ヘッジ方針

金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底した上で事業を継続することを前提に、現時点において入手可能な情報を基に会計上の見積りを行っております。当事業年度において、新型コロナウイルス感染症が会計上の見積りに及ぼす重要な影響は軽微であると判断しております。

なお、翌事業年度においても財政状態及び経営成績に重要な影響は与えないと判断しておりますが、今後更なる感染拡大による経済活動の停滞が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用して収益を認識しておりました。これを財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。

なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、進捗度に応じて収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の期首利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

当社は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」(当事業年度28,272千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益認識する完成工事高	5,589,321千円
工事損失引当金	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高については、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。

また、工事損失引当金は、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を計上しております。なお、当事業年度においては、該当する工事契約がないため、工事損失引当金を計上しておりません。

一定の期間にわたり収益認識する完成工事高や工事損失引当金の計上は、工事契約ごとの総支出額である工事原価総額の見積りに大きく依存しております。工事原価総額は契約ごとに実行予算書を策定し見積りの基礎としておりますが、施工条件、資機材の市況変動、工期遅延及び労務単価等見積りの前提が大きく変動した場合、今後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,012,699千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保資産

建物 102,602千円

土地 1,576,213千円

合計 1,678,816千円

担保付債務

1年内返済予定の長期借入金 41,640千円

長期借入金 284,860千円

合計 326,500千円

なお、公共工事履行契約についての金融機関保証に係る担保として、次の資産を担保に供しております。

現金預金 5,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	2,200,000	—	—	2,200,000
合計	2,200,000	—	—	2,200,000
自己株式				
普通株式	214,485	300	—	214,785
合計	214,485	300	—	214,785

(注) 自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度の対象者の退職に伴う無償取得による増加 300株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月19日 定時株主総会	普通株式	129,058	65.00	2021年 8月31日	2021年 11月22日

(注) 1株当たりの配当額には、特別配当25円が含まれております。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2022年11月22日開催の第69期定時株主総会において、次のとおり付議いたしました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	109,186	55.00	2022年 8月31日	2022年 11月24日

(注) 1株当たりの配当額には、特別配当10円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

未払事業税等	3,883千円
未払費用	543千円
貸倒引当金	2,165千円
賞与引当金	28,687千円
完成工事補償引当金	2,296千円
退職給付引当金	34,757千円
減価償却費	2,695千円
減損損失（土地・電話加入権）	8,740千円
有価証券及び投資有価証券評価損	26,592千円
会員権評価損	1,797千円
株式報酬費用	3,444千円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>115,602千円</u>
評価性引当額	△80,323千円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>35,279千円</u>

繰延税金負債

<u>その他有価証券評価差額金</u>	<u>△194千円</u>
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>△194千円</u>

繰延税金資産の純額 35,084千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	0.6%
評価性引当額の見直しによる影響等	△3.2%
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>29.1%</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については一時的な余資を比較的安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、一部借入金金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、受注決裁基準及び債権取扱細則等に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化による回収懸念を早期に把握し、その低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券及び投資信託であり、事業推進目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、時価や発行会社の財務状況等を定期的に把握し、保有状況の見直しを行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び工事未払金は、そのほとんどが4ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る運転資金の調達であり、その返済・償還期限は最長でも決算日後5年以内であります。また、借入金の大部分は変動金利のため金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。なお、運転資金とは別に、太陽光発電事業のための設備投資に必要な資金を長期にて調達しており、その返済期限は決算日後8年であります。

営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では適時に資金繰計画を作成するなど、適切な手元流動性維持に努め、その低減を図っております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注) 参照。)

区分	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	298,367	298,367	—
資産計	298,367	298,367	—
(1) 社債 (※2)	480,000	479,286	△713
(2) 長期借入金 (※2)	494,041	494,056	15
負債計	974,041	973,343	△697

(※1) 「現金預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」、「支払手形」、「電子記録債務」及び「工事未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 社債及び長期借入金には、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	498
出資金	7,020

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定にかかるインプットを使用して算定した場合

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	104,863	—	—	104,863
投資信託	193,504	—	—	193,504
資産計	298,367	—	—	298,367

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	479,286	—	479,286
長期借入金	—	494,056	—	494,056
負債計	—	973,343	—	973,343

(注) 時価の算定に用いた評価法及び時価の算定にかかわるインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は、基準価額を用いて評価しております。保有する投資信託はいずれも活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。よって、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるもの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利によるもの時価は、短期間で市場金利を反映することから、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっておりますが、一部金利スワップの特例処理の対象となっているもの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。よって、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当該事項は、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	計算書類 計上額
	設備事業	太陽光 発電事業	その他 の事業	計		
財又はサービスの種類別						
建築設備工事	3,870,240	—	—	3,870,240	—	3,870,240
リニューアル工事	2,985,565	—	—	2,985,565	—	2,985,565
土木工事	—	—	—	—	—	—
プラント工事	—	—	—	—	—	—
ビルケア工事	339,210	—	—	339,210	—	339,210
その他	—	136,258	—	136,258	—	136,258
顧客との契約から生じる収益	7,195,016	136,258	—	7,331,274	—	7,331,274
収益認識の時期別						
一時点で移転される財又はサービス	1,266,484	—	—	1,266,484	—	1,266,484
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	5,928,531	136,258	—	6,064,789	—	6,064,789
顧客との契約から生じる収益	7,195,016	136,258	—	7,331,274	—	7,331,274
その他の収益	—	—	1,200	1,200	—	1,200
外部顧客への売上高	7,195,016	136,258	1,200	7,332,474	—	7,332,474
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	7,195,016	136,258	1,200	7,332,474	—	7,332,474

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

前述の「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	116,340	79,173
電子記録債権	46,719	112,464
完成工事未収入金	299,885	567,921
契約資産		
受取手形	55,041	18,979
電子記録債権	83,498	99,958
完成工事未収入金	474,808	789,506
契約負債	280,150	252,257

顧客との契約から生じた債権は、主に顧客との工事契約において、顧客への引き渡しを完了した時点で、契約資産から債権へ振替えております。顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上において、流動資産の「受取手形」、「電子記録債権」及び「完成工事未収入金」に含まれております。

契約資産は、主に顧客との工事契約において、履行義務の充足にもとづいて認識される権利であります。貸借対照表上において、流動資産の「受取手形」、「電子記録債権」及び「完成工事未収入金」に含まれております。

契約負債は、主に一定の期間にわたり収益を認識している工事契約及び一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約の支払条件に基づき、顧客から受け取った収益認識前の前受金に関するものであり、貸借対照表上、流動負債の「未成工事受入金」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当事業年度（千円）
1年以内	4,710,976
1年超2年以内	954,520
合計	5,665,496

(持分法損益等に関する注記)

当社は関連会社が存在しないため該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,034円61銭
- 1株当たり当期純利益 247円41銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

なお、記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月14日

暁飯島工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、暁飯島工業株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月20日

暁飯島工業株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田孝夫	㊟
社外監査役	根本幸司	㊟
社外監査役	春日均	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付け、将来の経営環境への対応や厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、各期の利益水準を勘案した成果の配分を行うことを基本方針としております。

2022年8月期におきましては、当期業績が期初計画を上回ることが出来ましたことから、株主の皆様への利益還元等を総合的に判断し、直近の配当予想に特別配当10円を加算して、1株当たり55円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金55円 総額 109,186,825円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年11月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

当該剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して、新たな事業展開に備え、財務体質の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- ① 当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、電子提供措置等に関する規定を新設するとともに、不要となる株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除を行うものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1条～第 3条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5条～第16条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第 1条～第 3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。以下「<u>監査等委員でない取締役</u>」という。)は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(補欠の監査等委員)</p> <p>第23条 <u>当社は、法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議については、第21条の規定を準用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>3 <u>第1項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>2 当社は、取締役の全員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務遂行の決定の委任)</p> <p>第32条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(補欠監査役)</p> <p>第34条 <u>当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の監査役若干名を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第42条 当社は、会計監査人の報酬等を、監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第38条 当社は、会計監査人の報酬等を、監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(電子提供措置の経過規定)</p> <p>第 1条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除の経過規定)</p> <p>第 2条 第69期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第39条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	う えだ しゅんじ 植 田 俊 二 (1961年6月3日生)	1984年4月 当社入社 2006年9月 茨城事業部茨城工事部長 2008年9月 執行役員 茨城工事部長 2010年9月 執行役員 茨城副事業部長 2013年9月 上席執行役員 茨城事業部長 2016年11月 取締役 上席執行役員 茨城事業部長 2019年11月 代表取締役社長 社長執行役員（現任）	18,800株
2	し ら い し ま な ぶ 白 石 学 (1971年10月23日生)	1995年4月 当社入社 2013年9月 茨城事業部茨城工事部長 2016年9月 執行役員 茨城工事部長 2019年11月 取締役 上席執行役員 茨城事業部長 2021年11月 取締役 常務執行役員 茨城事業部長（現任）	6,800株
3	い わ い す な お 岩 井 淳 (1966年1月16日生)	1988年4月 暁建設工業株式会社（現 当社）入社 2010年9月 東京事業部東京工事部長 2016年9月 執行役員 東京工事部長 2020年9月 執行役員 東京副事業部長 2020年11月 取締役 上席執行役員 東京事業部長（現任）	5,000株
4	か た ざ り と も あ き 片 桐 倫 明 (1973年12月2日生)	1999年2月 当社入社 2018年9月 管理統括部経理部長 2019年9月 執行役員 管理統括部長 2021年11月 取締役 上席執行役員 管理統括部長（現任）	6,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年8月31日時点の株式数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	新任 よしだ たかお 吉田 孝夫 (1955年10月7日生)	1978年4月 当社入社 2001年9月 茨城事業部長 2002年11月 取締役 茨城事業部長 2007年9月 取締役 常務執行役員 茨城事業部長 2013年9月 取締役 常務執行役員 ビルケア事業部長 2020年9月 取締役 常務執行役員 2020年11月 常勤監査役(現任)	18,800株
2	新任・社外 ねもと こうじ 根本 幸司 (1964年10月15日生)	1983年7月 税務署入署 2007年7月 同署退職 2007年8月 根本税理士事務所開設 所長(現在) 2015年11月 当社社外監査役(現任) 2016年7月 株式会社根本事務所設立代表取締役(現在)	600株
3	新任・社外 うえざき あきお 植崎 明夫 (1953年7月2日生)	1983年4月 弁護士登録(現在) 1985年4月 植崎明夫法律事務所開設 所長(現在)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年8月31日時点の株式数を記載しております。
 3. 根本幸司氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 植崎明夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、独立役員となる予定であります。
 5. 根本幸司氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、税理士としての高度な専門的知識・経験等をいただくことにより一層のコーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 6. 植崎明夫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識と豊富な経験を有しておられ、当社の経営に対し適切な助言をいただくことにより一層のコーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断し、監査等委員である社外取締役への選任をお願いするものであります。
 7. 当社は、現在、根本幸司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。根本幸司氏及び植崎明夫氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

(第3号議案及び第4号議案のご参考)

定時株主総会及び取締役会終了後の取締役のスキル・マトリックス

氏名	当社における地位	社外	取締役が有する知識・経験・能力					
			経営	財務・会計	営業	技術	法務	安全・品質
植田 俊二	代表取締役社長		○	○	○	○		○
白石 学	取締役		○			○		○
岩井 淳	取締役		○			○		○
片桐 倫明	取締役		○	○				
吉田 孝夫	取締役 監査等委員		○			○		○
根本 幸司	取締役 監査等委員	○	○	○				
植崎 明夫	取締役 監査等委員	○	○	○			○	

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社移行後、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
社外 おおば さちお 大庭 幸生 (1953年7月2日生)	1986年7月 税務署入署 2008年8月 あさひ税理士法人 入所 2011年5月 税理士法人神田計理 代表社員 2014年6月 茨城税理士法人 代表社員 (現在)	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大庭幸生氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 大庭幸生氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業税務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外取締役としての職務に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 大庭幸生氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2007年11月21日開催の第54期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額100,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案しているほか、事業報告記載の当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的なものとなっており、相当であるものと判断しております。

なお、従来どおり、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり可決された場合、本議案に係る取締役は4名（うち社外取締役は0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額15,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案しているほか、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第8号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第6号議案において承認可決されますと、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）となります。また、監査等委員である取締役は、第7号議案において承

認可されますと、年額15,000千円となります。

当社は、2019年11月22日開催の第66期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、基本報酬とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を取締役（社外取締役を除く。）に対して年額15,000千円以内、監査役（社外監査役を除く。）に対して1,500千円以内とご承認いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、改めて取締役（社外取締役を除き、以下、「対象役員」といいます。）に対し、基本報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を以下のとおり支給することにつきご承認をお願いするものであります。本議案に基づき、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象役員のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、年額15,000千円以内、監査等委員である取締役に対し、年額1,500千円以内といたします。また、各対象役員への具体的な配分については、取締役会の決議又は監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

本議案は、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、また、事業報告記載の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的なものとなっております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」並びに「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象役員は5名（取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名、監査等委員である取締役は1名）となります。

また、対象役員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、対象役員のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年10,000株以内、監査等委員である取締役については年1,000株以内（ただし、いずれも、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取

締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象役員は、2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象役員が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（社外取締役を除く。）その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象役員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（社外取締役を除く。）その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 茨城県水戸市千波町2770番地の5

当社・本社3階会議室

電話 (029) 244-5111 (代表)

(交通のご案内)

- ・バスご利用の場合は水戸駅北口⑥番バスのりばより、関東鉄道バス千波方面行(約30分) 葵陵高校入口下車徒歩2分
- ・タクシーご利用の場合は水戸駅南口より約20分、水戸駅北口より約25分
- ・常磐自動車道ご利用の場合は水戸ICより約20分(国道50号バイパス経由)

